

# 福岡県公報

平成30年7月10日  
第4007号

## 目次

### 告示 (第654号 - 第658号)

- 道路の区域の変更 (道路維持課) ..... 1
- 解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) ..... 1
- 生活保護法に基づく介護機関の指定 (保護・援護課) ..... 2
- 生活保護法に基づく指定介護機関の廃止 (保護・援護課) ..... 2
- 生活保護法に基づく指定介護機関の名称及び所在地の変更 (保護・援護課) ..... 3

### 公告

- 競争入札参加者の資格等 (総務事務厚生課) ..... 3
- 一般競争入札の実施 (財産活用課) ..... 5
- 意見募集の結果の公示 (児童家庭課) ..... 8
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) ..... 8
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) ..... 8
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) ..... 9
- 土地改良区の役員の退任 (農村森林整備課) ..... 9
- 市の換地処分 (農村森林整備課) ..... 9
- 市の換地処分 (農村森林整備課) ..... 9
- 市の換地処分 (農村森林整備課) ..... 9
- 福岡県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の全部変更

- 都市計画の図書の写しの縦覧 (水産振興課) ..... 9
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) ..... 10
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) ..... 10
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) ..... 10
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ..... 10
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ..... 10
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ..... 10
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ..... 11

## 雑報

- 平成30年度行政書士試験の実施 (市町村支援課) ..... 11

## 告示

### 福岡県告示第654号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年7月10日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
朝倉	県道	甘木井線	前	朝倉市杷木志波3179番5先から 朝倉市杷木志波3160番1先まで	5.6 ～ 13.3	196.4
			後	朝倉市杷木志波3179番5先から 朝倉市杷木志波3160番1先まで	5.6 ～ 22.2	196.4

### 福岡県告示第655号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年7月10日

福岡県知事 小川 洋

1(1) 解除予定保安林の所在場所

築上郡上毛町大字東上1の10（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 解除の理由

指定理由の消滅

2(1) 解除予定保安林の所在場所

築上郡上毛町大字東上1の10（次の図に示す部分に限る。）、1の20

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び上毛町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第656号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成30年7月10日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日	サービス項目
大介薬160	そうごう薬局青葉町店	大牟田市青葉町31-10	H 27・2・1	居管・予居管
飯介薬170	スマイル薬局花瀬店	飯塚市花瀬91-4	H 30・6・1	居管・予居管
み介福3	特別養護老人ホーム 常照苑くすのき通り	みやま市高田町上楠田1237番地	H 26・4・1	老福
八女居129	小規模多機能ホーム森の里	八女市立花町白木608-1	H 26・4・1	小居・予小居
古居69	豊資会定期巡回訪問介護ステーション	古賀市花見南一丁目2-15	H 28・2・1	定随訪

福岡県告示第657号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成30年7月10日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
大野介療5	たなか夏樹医院	大野城市旭ヶ丘二丁目1-20	H 30・5・31
筑紫介療1	二日市共立病院	筑紫野市二日市中央二丁目10-1	H 30・3・31
糸島地介薬58	はまぼう薬局	糸島市加布里205-1	H 30・4・25
大川介薬2	(株)大川第一薬局本店	大川市大字榎津280-23	H 30・4・30

行介業69	かわかみ薬局行橋駅前店	行橋市宮市町2-8 (ヘブンリービル1階)	H 30・4・30
糸島地居112	ヘルパーステーションいこいの里糸島	糸島市萩浦422-1	H 30・2・28
糸島地居109	デイサービスセンターいこいの里糸島	糸島市萩浦422-1	H 30・2・28
宗遠居94	ヘルパーステーションまんてん	遠賀郡芦屋町大字芦屋155番地2	H 30・3・31
宗遠居3	J A北九ヘルパーステーションおんが	遠賀郡遠賀町遠賀川一丁目8-5	H 30・5・31

## 福岡県告示第658号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成30年7月10日

福岡県知事 小川 洋

## 1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
古居29	ヘルパーステーションどんぐり	豊資会訪問介護ステーション	古賀市花見南一丁目2-15	H 28・4・1

## 2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
春介歯85	エース歯科	春日市大谷八丁目106	春日市大谷七丁目47-1	H 29・7・1

飯居201	良創夢訪問看護ステーション	飯塚市忠隈394-5	飯塚市本町17-12	H 30・4・1
遠居91	有限会社オアシスの会サポートセンター	遠賀郡水巻町緑ヶ丘二丁目7-1	遠賀郡遠賀町大字今古賀639-1	H 30・3・30
古居29	豊資会訪問介護ステーション	古賀市青柳町803 ハイマートどんぐりの森	古賀市花見南一丁目2-15	H 28・4・1
遠居90	デイサービスオアシス	遠賀郡水巻町緑ヶ丘二丁目7-1	遠賀郡遠賀町大字今古賀639-1	H 30・3・30

## 公告

## 公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成30年7月10日

福岡県知事 小川 洋

## 1 調達をする物品等又は特定役務の種類

福岡県庁舎電力供給（単価契約）

## 2 競争入札参加者の資格

## (1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

- ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
- ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条
- ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法(昭和25年法律第226号)第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

ク 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

カ 社会保険等加入状況報告(誓約)書（様式第10号）及び確認資料

キ 個人住民税特別徴収実施申告(誓約)書（様式第11号）及び個人住民税特別徴収税額決定通知書の写し

ク 法人にあつては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあつては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

ケ 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者の雇用状況調査票（様式第4号）

コ 営業概要表（様式第5号）

サ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあつては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

シ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

ス ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

セ 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）

ソ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

タ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

チ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

ツ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はケに掲げるもの）

テ 返信用封筒（392円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

(電話番号) 092-643-3092 (ダイヤルイン)

申請書は、福岡県庁ホームページ (<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) からダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から平成30年7月23日(月曜日)までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時(当該入札に係る入札参加申請書を期限までに提出して確認を受けた者に限る。)まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知(郵送)する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成31年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成31年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

### 公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年7月10日

福岡県知事 小川 洋

1 競争入札に付する事項

(1) 調達案件名

福岡県庁舎電力供給(単価契約)

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 契約期間

平成30年11月1日から平成32年10月31日まで

(4) 供給場所

福岡県庁舎

福岡市博多区東公園7番7号

2 入札参加資格(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成29年4月福岡県告示第339号)」に定める資格を得ている者(平成29年度競争入札参加資格者名簿(物品)登載者)

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、別途なされる政府調達案件の資格公告に定める期間までに次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

(電話番号) 092-643-3092 (ダイヤルイン)

申請書は、福岡県庁ホームページ (<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件(地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

平成30年7月25日(水曜日)現在において、次の(1)から(3)までの条件を満たすこと。また、開札時点において、次の(1)から(5)までの条件を満たすこと。

(1) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の登録を受けている者

(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

- (3) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- (4) 2の入札参加資格を有する者のうち、入札参加希望業種が業種品目13-11（サービス業種その他）で、「AA」の等級に格付けされているもの（入札参加資格申請を予定の者も含む。）
- (5) 福岡県電力の調達に係る環境配慮方針（平成30年6月27日施行）に基づく入札参加資格の要件を満たす者。なお、同方針第6条第1項にて提出を義務付けられる報告書については、入札書の提出期限までに次項に記載する部局へ提出すること。
- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称  
福岡県総務部財産活用課設備管理係  
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号  
（電話番号） 092-643-3091（ダイヤルイン）  
（FAX） 092-643-3093
- 6 契約条項を示す場所  
5の部局とする。
- 7 入札説明書の交付
- (1) 期間  
平成30年7月10日（火曜日）から平成30年8月17日（金曜日）までの毎日（ただし、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）に規定する休日（以下「県の休日」という。）には交付しない。）、午前9時00分から午後5時00分まで
- (2) 場所  
5の部局とする。そのほか福岡県庁ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）でのダウンロードによる交付も行う。
- 8 入札参加申込み
- (1) 提出書類  
入札参加申請書
- (2) 提出場所

- 5の部局とする。
- (3) 提出期限  
平成30年7月25日（水曜日）午後5時00分まで  
期限後は受領しない。
- (4) 提出方法  
持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着）で行う。
- 9 仕様等に対する質疑応答  
仕様等に対する質問は、質問書を次の受付場所へ持参し、又は郵送して行うものとする。また、質問に対する回答は、閲覧場所での閲覧に供し、あわせて福岡県庁ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）への掲載も行う。
- (1) 受付場所  
5の部局とする。
- (2) 受付期間  
平成30年7月11日（水曜日）から平成30年8月10日（金曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで
- (3) ホームページ掲載期間  
原則として、質問書の受領の日の翌日から起算して10日を経過する日から平成30年8月20日（月曜日）午後5時00分まで
- (4) 閲覧場所  
福岡県総務部財産活用課設備管理係
- (5) 閲覧期間  
原則として、質問書の受領の日の翌日から起算して10日を経過する日から平成30年8月20日（月曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで
- 10 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 11 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

平成30年8月20日（月曜日）午後5時00分

(3) 提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着）で行う。

12 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡県総務部財産活用課

福岡市博多区東公園7番7号

(2) 日時

平成30年8月21日（火曜日）午前10時00分

13 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、再度の入札を行う。ただし、開札の際入札者又はその代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。

14 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

15 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、13により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 金額の記載がない入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が2以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金が14の(1)に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

16 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

17 その他

(1) 契約書の作成を要する。

(2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げら

れている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ (<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) に掲載している。

- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

#### 18 Summary

- (1) Subject matter of contract: Electricity to use in Fukuoka Prefectural Building.
- (2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:5:00 P.M. 25 July, 2018
- (3) The date and time for the submission of tenders:5:00 P.M. 20 August, 2018
- (4) A contact point where tender documents are available: Property Utilization Division, General Affairs Department of Fukuoka Prefectural Government, 7-7, Higashi-koen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8577, Japan. Tel: 092-643-3091

#### 公告

「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準及び標準処理期間」案について、平成30年4月17日から平成30年5月17日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、文言の一部を整理し、平成30年6月26日に設定しました。

平成30年7月10日

福岡県知事 小川 洋

問合せ先

福祉労働部児童家庭課児童福祉係

電話：092-643-3256

メールアドレス：jido@pref.fukuoka.lg.jp

#### 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年7月10日

福岡県知事 小川 洋

#### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 アイレックスガーデン
- (2) 所在地 古賀市花見東一丁目1862番1 外

#### 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要 意見なし

#### 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年7月10日

福岡県知事 小川 洋

#### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 アイレックスガーデン花見東
- (2) 所在地 古賀市花見東一丁目1862番6 外

#### 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要 意見なし



**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成30年7月10日

福岡県知事 小川 洋

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ドラッグコスモス古賀店

(2) 所在地 古賀市花見東一丁目1880番2 外

## 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

**公告**

宮若市中土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成30年7月10日

福岡県知事 小川 洋

## 退任理事

氏名	住所
花田 豊秋	宮若市黒丸1447番地

**公告**

土地改良区から、次のように換地処分をした旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定により公告する。

平成30年7月10日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	換地処分をした地域	換地処分年月日
中伊田土地改良区	田川市大字伊田の一部 (中伊田地区第1工区)	平成30年6月12日

**公告**

土地改良区から、次のように換地処分をした旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定により公告する。

平成30年7月10日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	換地処分をした地域	換地処分年月日
中伊田土地改良区	田川市大字伊田の一部 (中伊田地区第2工区)	平成30年6月12日

**公告**

土地改良区から、次のように換地処分をした旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定により公告する。

平成30年7月10日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	換地処分をした地域	換地処分年月日
中伊田土地改良区	田川市大字伊田の一部 (中伊田地区第3工区)	平成30年6月12日

**公告**

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定に基づき、平成30年6月27日付けで福岡県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（平成30年1月13日福岡県公報第3858号公告）の全部を変更したので、同条第10項に

において準用する同条第5項の規定に基づき、次のとおり公表する。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を福岡県農林水産部水産局水産振興課に備え置いて縦覧に供する。）

平成30年7月10日

福岡県知事 小川 洋

### 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により大野城市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成30年7月10日

福岡県知事 小川 洋

福岡広域都市計画地区計画の変更（平成30年6月25日大野城市告示第41号）

### 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により大野城市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成30年7月10日

福岡県知事 小川 洋

福岡広域都市計画用途地域の変更（平成30年6月25日大野城市告示第42号）

### 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により大野城市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成30年7月10日

福岡県知事 小川 洋

福岡広域都市計画高度地区の変更（平成30年6月25日大野城市告示第43号）

### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年7月10日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
宗像市河東字福崎1360番1、1360番2、1360番17から1360番21まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名並びに住所及び氏名  
宗像市広陵台四丁目1番地33 株式会社清陵豊起 代表取締役 伊豆 幸次  
遠賀郡水巻町猪熊八丁目12番1号 小河 文子

### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年7月10日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
鞍手郡鞍手町大字新延字野田1239番1、1239番11、1239番31、1239番33から1239番35まで、1239番37、1239番39から1239番42まで、1240番8、1244番11、1244番12、1244番33から1244番35まで、1244番37、1245番11、1251番2、1251番3及び1251番11並びに字城ヶ谷1248番3、1248番8及び1358番2
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
福岡市博多区博多駅前二丁目19番24号  
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構  
九州支部長 芳賀 洋志

### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36

条第3項の規定により公告する。

平成30年7月10日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
糟屋郡篠栗町大字津波黒字極楽112番1
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
大阪府八尾市水越四丁目121番地  
有限会社友愛観光バス  
代表取締役 金沢 正憲

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年7月10日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
中間市大字垣生字濱995番1から995番10まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
北九州市小倉南区北方二丁目20番2号  
有限会社ハウスセンター友  
取締役 西中 寿枝

雑報

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定により福岡県知事から委任された平成30年度行政書士試験を次のように実施する。

平成30年7月10日

一般財団法人行政書士試験研究センター  
理事長 磯部 力

- 1 試験期日

平成30年11月11日（日） 午後1時から午後4時まで

2 試験場所

福岡市東区和白東三丁目30番1号 福岡工業大学

3 試験の科目及び方法

(1) 試験の科目

ア 行政書士の業務に関し必要な法令等（出題数 46題）

憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成30年4月1日現在施行されている法令に関して出題する。

イ 行政書士の業務に関連する一般知識等（出題数 14題）

政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文章理解

(2) 試験の方法

ア 試験は、筆記試験によって行う。

イ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式とする。記述式は、40字程度で記述するものを出题する。

4 受験願書及び試験案内の配布と請求方法

(1) 窓口配布

ア 配布期間

平成30年7月30日（月）から8月31日（金）まで

イ 配布場所

	配布時間	休館日
○県庁（福岡市博多区東公園7-7） 1階 県民情報センター 9階 企画・地域振興部市町村支援課	午前8時30分から午後5時15分まで	土曜日、日曜日及び祝日
○小倉総合庁舎（北九州市小倉北区城内7-8） 2階 北九州県民情報コーナー		
○飯塚総合庁舎（飯塚市新立岩8-1） 1階 筑豊県民情報コーナー		
○行橋総合庁舎（行橋市中央1-2-1）		

1階 京築県民情報コーナー ○久留米総合庁舎（久留米市合川町1642-1） 1階 筑後県民情報コーナー		
○福岡県行政書士会館 （福岡市博多区東公園2-31）	午前9時から午後5時まで	土曜日、日曜日及び祝日並びに8月13日（月）から8月15日（水）まで

## (2) 郵送配布

## ア 配布期間

平成30年7月30日（月）から8月24日（金）まで

なお、配布の請求は、平成30年7月9日（月）から8月24日（金）まで受け付ける。

## イ 請求方法

住所・氏名、郵便番号記載の返信用封筒（角型2号=A4サイズの受験願書が折らずに入る大きさの封筒）に、郵便切手140円分を貼付し、次の宛先まで請求すること。

〒252-0299 日本郵便株式会社 相模原郵便局留  
一般財団法人行政書士試験研究センター試験課

## 5 受験手続

## (1) 郵送による受験申込み

## ア 受付期間

平成30年7月30日（月）から8月31日（金）まで

## イ 受付場所

一般財団法人行政書士試験研究センター（以下「センター」という。）試験課  
受験願書及び試験案内が入っていた封筒を使用し、郵便局の窓口で必ず簡易書留郵便で郵送すること。8月31日の消印があるものまで受け付ける。

## ウ 提出書類

受験願書（顔写真及び受付郵便局の日附印のある振替払込受付証明書（お客さま用）の貼付があるもの）

## (2) インターネットによる受験申込み

## ア 受付期間

- ① 平成30年7月30日（月）午前9時から8月28日（火）午後5時まで
- ② インターネットによる受験申込みは、8月28日（火）午後5時で終了する。午後5時までに入力を完了しないと、接続中（入力中）であっても申込みができなくなるので注意すること。
- ③ この期間におけるインターネットによる受験申込みは24時間利用可能。入力方法等手続の詳細については、センターホームページにアクセスし、確認すること。【ホームページ <https://gyosei-shiken.or.jp>】
- ④ 受付最終日（8月28日（火））は大変混雑し、インターネットが繋がりにくくなるのが予想されるので、余裕を持って申し込むこと。

## イ 受験手数料の払込み

- ① 受験手数料は、クレジットカード（申込者本人名義のものに限る。）による決済又はコンビニエンスストアでの払込みとする。
- ② 利用できるクレジットカード  
VISA、Master、JCB、アメリカン・エクスプレス及びDiners
- ③ 利用できるコンビニエンスストア  
セブン-イレブン、ローソン、ローソン・スリーエフ、ファミリーマート、セイコーマート、サークルK、サンクス、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア及びニューヤマザキデイリーストア

## (3) 受験手数料

7,000円

払込み方法については、試験案内に記載された方法による。なお、払込みに要する費用は、受験申込者の負担とする。

また、一旦払い込まれた受験手数料は、原則として返還しない。

## 6 特例措置の実施

身体の機能に障がいのある者で試験中の特例措置（車椅子の使用、補聴器の使用、拡大鏡の持込みなど）を希望する者については、申請の手続が必要となるので、受験申込みをする前に必ずセンターに相談すること。

## 7 合格発表の日時及び方法

## (1) 合格発表の日時

平成31年1月30日（水）午前9時

## (2) 合格発表の方法

センター事務所の掲示板に合格者の受験番号を公示（掲示）するとともに、公示後、受験者全員に合否通知書を郵送する。また、センターのホームページ（<https://gyosei-shiken.or.jp>）に合格者の受験番号を掲載（開始時間は、合格発表日の午前中）する。

## 8 その他

受験手続その他の問合せは、センター（電話 03-3263-7700）に対して行うこと。